

航空自衛隊達第31号

防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第14条及び第16条の規定に基づき、並びに同訓令を実施するため、航空自衛隊の防衛力整備等計画に関する達を次のように定める。

令和2年4月23日

航空幕僚長 空将 丸茂 吉成

航空自衛隊の防衛力整備等計画に関する達（登録報告）

改正	令和2年11月11日	航空自衛隊達第56号
改正	令和3年3月18日	航空自衛隊達第22号
改正	令和3年9月13日	航空自衛隊達第68号
改正	令和6年8月30日	航空自衛隊達第60号

航空自衛隊の防衛力整備等計画に関する達（昭和61年航空自衛隊達第12号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 航空自衛隊の将来態勢の構築に係る大綱

第1節 通則（第4条・第5条）

第2節 空自大綱の作成及び見直し（第6条）

第3章 航空自衛隊の将来態勢の構築に係る基本構想

第1節 通則（第7条・第8条）

第2節 基本構想の作成及び見直し（第9条）

第4章 態勢整備計画

第1節 通則（第10条・第11条）

第2節 態勢整備計画の作成及び見直し（第12条）

)

第 5 章 年度業務計画

第 1 節 通則（第 1 3 条 - 第 1 7 条）

第 2 節 年度業務計画の作成等（第 1 8 条 - 第 2 5 条）

第 3 節 年度業務計画に掲げる業務の実施（第 2 6 条・第 2 7 条）

第 4 節 年度業務計画の分析検討（第 2 8 条）

第 6 章 雑則（第 2 9 条・第 3 0 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この達は、航空自衛隊における防衛力の整備、維持等に関する計画（以下「航空防衛力整備等計画」という。）の作成等に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 防衛諸計画の作成等に関する訓令（以下「訓令」という。）に定めるもののほか、この達において、「業計運営部隊等」とは、防衛大臣直轄部隊及び航空方面隊並びに機関（幹部候補生学校、術科学校及び補給処を除く。）をいう。

（航空防衛力整備等計画の種類）

第 3 条 航空防衛力整備等計画の種類は、航空自衛隊の将来態勢の構築に係る大綱（以下「空自大綱」という。）、航空自衛隊の将来態勢の構築に係る基本構想（以下「基本構想」という。）、態勢整備計画、年度業務計画、中期研究開発計画その他中期的な計画及び年度計画とする。

2 前項の航空防衛力整備等計画のうち、中期研究開発

計画その他中期的な計画及び年度計画については、別に定めるところによるものとする。

第2章 航空自衛隊の将来態勢の構築に係る大綱

第1節 通則

(目的)

第4条 空自大綱は、防衛戦略の策定の翌年度を起点として、以降の10年間を対象とし、防衛戦略及び整備計画に示される態勢整備の方向性等を具現化するため、総合的な抑止構想及び統合的な運用構想を踏まえ、航空自衛隊としての方針及び指導要領を示し、基本構想策定の準拠とする。

(空自大綱の構成)

第5条 空自大綱は、原則として次に掲げる事項を含むものとする。

(1) 方針 航空自衛隊として達成すべき目標及び目標達成のための指針的な事項

(2) 指導要領 前号の方針に示す目標を達成するための基本的なアプローチの考え方及び主要な措置事項

第2節 空自大綱の作成及び見直し

(空自大綱の作成及び見直し)

第6条 空自大綱は、防衛戦略策定後、速やかに作成する。

2 空自大綱を作成しない年度にあつては、同一防衛戦略下における次期整備計画の策定に伴う見直しのほか、必要に応じ見直しを行うものとする。

第3章 航空自衛隊の将来態勢の構築に係る基本構想

第1節 通則

(目的)

第7条 基本構想は、空自大綱によって示される10年

間を対象とし、空自大綱で示される方針及び指導要領を踏まえて、その具現化のために必要な措置事項等を示し、態勢整備計画の準拠とする。

(基本構想の構成)

第8条 基本構想は、原則として次に掲げる事項を含むものとする。

(1) 方針 空自大綱を具現化するため、達成すべき目標及び目標達成のための指針的な事項

(2) 指導要領 前号の方針に示す目標を達成するための基本的なアプローチの考え方並びに必要な措置事項及びこれを実行するために作成すべき態勢整備計画

第2節 基本構想の作成及び見直し

(基本構想の作成及び見直し)

第9条 基本構想は、空自大綱の策定後に作成する。

2 基本構想を作成しない年度にあつては、必要に応じ見直しを行うものとする。

第4章 態勢整備計画

第1節 通則

(目的)

第10条 態勢整備計画は、基本構想で示される方針及び指導要領に基づく態勢整備を組織的かつ計画的に推進するため、態勢整備上の具体的な整備目標を示すとともに、編成、施設、教育、装備品の取得計画等(以下「各施策」という。)の具体的な措置事項及び必要な計画等を示し、年度業務計画策定の準拠とする。

(態勢整備計画の構成)

第11条 態勢整備計画は、原則として次に掲げる事項を含むものとする。

(1) 方針 基本構想で示される方針及び指導要領に基づく態勢整備を実施する上での具体的な目標及び目

標達成のための指針的な事項

- (2) 指導要領 前号の方針に示す目標を達成するために必要な各施策ごとの具体的な措置事項及び措置事項ごとに必要な計画

第2節 態勢整備計画の作成及び見直し

(態勢整備計画の作成及び見直し)

第12条 態勢整備計画は、基本構想に基づき作成する。

- 2 態勢整備計画を作成しない年度にあつては、必要に応じ見直しを行うものとする。

第5章 年度業務計画

第1節 通則

(年度業務計画の区分)

第13条 航空自衛隊の年度業務計画は、航空自衛隊の業務全般について航空幕僚長(以下「空幕長」という。)が作成するもの(以下「空自業計」という。)及び業計運営部隊等の業務について当該部隊等の長が作成するもの(以下「部隊等業計」という。)に区分する。

(部隊等業計の運営)

第14条 業計運営部隊等の長は、この章の定めるところにより、部隊等業計の運営を行うものとする。

(部隊等業計の運営の監督)

第15条 空幕長は、業計運営部隊等(航空方面隊を除く。)の部隊等業計の運営を監督するものとする。

- 2 航空総隊司令官は、直轄の業計運営部隊等の部隊等業計の運営を監督するものとする。

(年度業務計画の運営の標準周期)

第16条 年度業務計画の運営の標準周期は、別表第1のとおりとする。

(調整会議)

第17条 空幕長は、空自業計の円滑な運営を図るため、必要に応じ、業計運営部隊等との調整会議を実施するものとする。

第2節 年度業務計画の作成等

(空幕長の定める細部区分)

第18条 訓令第3条第5項第2号の規定に基づく空幕長の定める細部区分は、別表第2のとおりとする。

(細部計画の様式)

第19条 空自業計の細部計画の様式は、別紙様式第1から別紙様式第4までのとおりとする。

(部隊等の要望事項の上申)

第20条 業計運営部隊等の長は、必要に応じ、空自業計に関する要望を空幕長(防衛課長気付)に上申するものとする。ただし、航空方面隊司令官は、航空総隊司令官に上申するものとする。

2 前項の規定による要望事項の作成及び上申の要領は、別紙第1及び別紙第2のとおりとする。

(空自業計の配布)

第21条 空幕長は、空自業計を作成し、及び修正した場合には、業計運営部隊等の長に配布するものとする。

(部隊等業計の構成)

第22条 部隊等業計は、当該業計運営部隊等の任務に応じた構成とする。

(部隊等業計の作成)

第23条 業計運営部隊等の長は、空自業計等(航空方面隊司令官である業計運営部隊等の長にあつては、航空総隊司令官の作成する部隊等業計を含む。)に基づき、次に掲げる計画等を参考として、部隊等業計を作

成するものとする。

(1) 次条に規定する装備の計画に関する資料

(2) 業務実施状況の分析検討結果

(装備の計画に関する資料の通知)

第 2 4 条 補給本部長は、部隊等業計の作成等に資するため、装備の計画に関する資料を業計運営部隊等の長その他必要な部隊及び機関の長に通知するものとする。

(部隊等業計の報告)

第 2 5 条 業計運営部隊等の長は、第 2 3 条の規定に基づき部隊等業計を作成したときは空幕長（防衛課長気付）に報告するとともに、関係のある業計運営部隊等の長に必要な事項を通知するものとする。この場合において、航空方面隊司令官は、航空総隊司令官を經由して報告するものとする（07-D8(D)）。

2 前項のうち、秘に指定された文書は、航空自衛隊クラウドシステム管理要領について（通達）（空幕計2第7号令和3年3月18日）の規定に基づき、航空自衛隊クラウドシステムの共通サービスにおける秘文書管理機能による公開をもって、送付等に代えることができるものとする。この場合、報告における公開先は別に示すものとし、通知における公開先は業計運営部隊等の長間の調整により決定するものとする。

3 部隊等業計の報告期限は、当該年度の4月30日とする。ただし、予算成立等の状況により、これにより難しい場合には別に示す。

第 3 節 年度業務計画に掲げる業務の実施

(年度業務計画の実施)

第 2 6 条 空自業計に掲げる業務の実施は、業計運営部

隊等の長（航空方面隊を除く。）に対する空幕長の指示によるものとする。

2 部隊等業計に掲げる業務の実施は、当該業計運営部隊等の長の指示によるものとする。

（空自業計及び部隊等業計の修正）

第27条 業計運営部隊等の長は、業務の実施に当たり、空自業計の修正を必要と認める場合には、別紙第1に準じてその都度、空幕長（防衛課長気付）に上申するものとする。

2 第25条第1項の規定は、業計運営部隊等の長が当該部隊等業計を修正した場合について準用する。この場合において、「（07-D8（D））」とあるのは「（07-D8-AR（D））」に読み替えるものとする。

第4節 年度業務計画の分析検討

（分析検討の実施）

第28条 業計運営部隊等の長は、当該部隊等業計に掲げる業務の実施状況を分析検討して問題点の早期発見に努め、以後に作成する部隊等業計の運営に資するものとする。

2 前項に規定する分析検討は、次に掲げる事項を重視して行うものとする。

- (1) 関係計画相互間の不整合点等
- (2) 実施の遅延とその要因、影響等
- (3) 実施上の能率及び経済性

第6章 雑則

（幹部候補生学校、術科学校及び補給処に関する規定）

第29条 幹部候補生学校及び術科学校にあっては航空教育集団司令官が、補給処にあっては補給本部長がそ

れぞれ定めるところにより部隊等業計を作成することができるものとする。

(委任規定)

第30条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、業計運営部隊等の長が定める。

附則

この達は、令和2年4月24日から施行する。

附則(令和3年3月18日航空自衛隊達第22号)

この達は、令和3年3月18日から施行する。

附則(令和3年9月13日航空自衛隊達第68号)

この達は、令和3年9月13日から施行する。

附則(令和6年8月30日航空自衛隊達第60号)

この達は、令和6年8月30日から施行する。